

令和2年5月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和2年5月総会議事録

1 日 時 令和2年5月14日（木） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (3件)

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権5件・農地中間管理事業に係る利用権15件)

報告事項

1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(7件)

2 その他

- ・次回総会 6月15日（月） 午前9時30分から
市役所5階 第3委員会室
- ・現地調査 6月 9日（火） 予定
- ・農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の選考委員について

4 出席委員（15人：議席順）

1番 元永 博次	2番 林 一志	3番 大田 寛治
6番 松田 晴久	7番 大田 裕美	8番 木村 正雄
9番 安村 清美	10番 大野 耕作	11番 末永 恵子
12番 藤川 久志	13番 中野千恵子	14番 藤田 保明
15番 山近 洋祐	18番 松田 昭洋（会長職務代理者）	
19番 脇坂 泰行（会長）		

5 欠席委員（3人）

5番 大汐 光晴	16番 福光 達男	17番 野中 保志
----------	-----------	-----------

6 関係人

農林水産課農業振興班 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長	坂野 茂
事務局長補佐	長谷川 浩司
書 記	坂倉 幸三

8 会議の概要

議 長 (会長) 挨拶	令和2年5月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議 長	本日の付議事項は、議案3件、報告事項1件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。 引き続き、4月の総会以降にありました行事等について、簡単に御報告をいたします。 (会議等の報告)
議 長	それでは、ただ今から令和2年5月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は18名です。本日の出席委員は15名、欠席委員は3名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 14番、藤田保明委員、18番、松田昭洋委員、よろしくをお願いいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 1番から、順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	説明に入ります前に、申し訳ございませんが、御手元にお配りしております資料を5月分議案位置図等添付資料の18ページと差替えをお願いいたします。 また、長門市農地利用最適化推進委員の選考委員会を来月開催する予定といたしますので参考資料として候補者名簿をお配りしています。 それでは、説明に入ります。1ページを御覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和2年5月14日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。 番号1。 土地の所在、大字日置中字道手、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,230㎡。ほか2筆、合計2,587㎡。

譲受人は、日置中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、日置中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人からの申し出があり、これに応じることとしたもの。譲渡人が、高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もいないことから、譲受人に譲り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページを御覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から西へ約 2.1 k m に位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の11番、末永委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

11番

11番、末永です。

詳細につきましては、ただ今、事務局から御説明のあったとおりです。

現地は今まで●●さんが利用権設定をして、耕作されておりました。

現地確認の当日には水稻作付の準備がなされておりましたし、位置的には両隣が●●さんの所有地ですので、●●さんが高齢のために耕作出来ないということであれば、●●さんが譲受けられて引き続き耕作されることが一番スムーズな移転だと感じております。

皆様の御審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。
2 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 2。

土地の所在、大字日置上字奥村、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 179 m²。ほか 1 筆、全体面積は 499 m²。

譲受人は、日置上▲▲▲▲番地、●●団地▲棟▲▲▲、●●●●さん。

譲渡人は、日置上▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人が、住宅建築に伴い、隣接地である当該申請地を利用して野菜の栽培を考えていたところ、譲渡人が、住宅建築のための分筆後の残地であり、譲受人の希望に応じることとしたものです。

なお、この議案に関連して、住宅建築に係る農地転用、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、議案第 2 号番号 1 で引き続き御説明いたします。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページを御覧ください。長門市役所日置支所から南東へ約 440m に位置する農地です。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 8 番、木村委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

8 番

8 番、木村です。

5 月 8 日、会長、事務局と私とで現地調査をいたしました。

先程、事務局の方から説明のあったとおりでございますが、申請人の●●さんについての補足をいたします。

現在、年齢は 41 歳でございます。そして、現在の農業経営はハウスいちご栽培と水稲栽培を経営されておられます。

いちご栽培技術は農業大学校で学ばれ、帰って来られて、いちご農家で就農研修を 1 年間終えて、その後就農をされ、現在では 5 年目になります。

また、水稲栽培では、農機具保有状況は、トラクターが 1 台、草刈機が 1 台、軽トラックが 1 台で、その他の作業につきましては委託作業の方へ出されておられます。出荷先は J A さんの方でございます。

それと、申請農地につきましては、位置図の 4 ページの北側に行ったら現在、●●市営住宅になっていますが、以前は●●●●●高等学校の跡地があるところでございます。その手前でございます。

それで、申請農地は形状も悪く、水稲栽培にはちょっと自分でも向かないかなというふうに思いはしていましたが、先程、事務局から説明があったとおり自家用野菜を栽培されるということでございます。

以上でございます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 番から、順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

2 ページを御覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号 1。

土地の所在、大字日置上字奥村、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 329 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人及び譲渡人は、議案第 1 号番号 2 と同一となります。

転用の目的は、農家住宅です。理由としまして、譲受人が、現在、借家住まいであり、子供も成長し手狭になってきたため、実家の近くに住宅を建築したい。譲渡人は、譲受人の事情を聞き、要望に応じることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページを御覧ください。長門市役所日置支所から南東へ約 440m に位置する農地でございます。

また、7 ページには公図、8 ページには平面図兼土地利用計画図、9 ページには立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地法施行令第 5 条第 1 号に規定される、第 1 種農地に該当するものと考えられますが、本案件は、許可方針 (3) のエ、農地法施行規則第 33 条第 4 号が規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により自己所有農地に放流し、汚水については公共下水道により処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続いて、当地区の担当の 8 番、木村委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

8 番 8 番、木村です。
先程と同じ田んぼで住宅を建てられるということで、今、事務局の方から詳しく説明があったとおりでございます。

●●さんの家族は、奥さんと子供さんが 2 人の 4 人家族でございます。

今は、●●市営住宅の方で暮らしておられますけれども、子供さんが年々成長され、やはり独立した部屋を要望されるようでございますので、その辺のところは皆さん、よろしくお願いいたします。

別に問題はないと思います。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続きまして、2 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 2。

土地の所在、大字三隅下字杉ノ本、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 47 m²。ほか 1 筆、全体面積は 291 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、萩市大字山田▲▲▲▲番地、●●●・●●●・●●●▲、▲▲▲、●●●●さん。

譲渡人は、福岡県遠賀郡遠賀町芙蓉▲丁目▲番▲号、●●●●さん。

転用の目的は、自己用住宅及びカーポートです。理由としまして、譲受人は、子供の成長に伴い、自己用住宅を建築して移り住みたい。譲渡人は、相続で取得した農地であり、県外に居住しているため、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人に売り渡すこととしたもの。

申請地につきましては、御手元にお配りしています「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 10 ページを御覧ください。J R 山陰本線長門三隅駅から東へ約 200m に位置する農地です。

また、11 ページには公図、12 ページ、13 ページにはそれぞれ平面図と立面図、14 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、農用地区域内の農地以外で、おおむね 300m 以内に鉄道の駅が存しているため農地法施行規則第 43 条第 2 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜桝を利用し、杉ノ本▲▲▲番▲の既存水路を利用し道路側溝へ放流し、汚水については公共下水道により処理するため、特に問題はないと考えます。

なお、譲受人が杉ノ本▲▲▲番▲の宅地を進入路として利用する旨は、所有者である譲渡人より承諾を得ています。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に

該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続き、当地区の担当の10番、大野委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

10番 10番、三隅の大野でございます。
ただ今、事務局から説明がございました現地ですが、5月8日、会長、事務局さんと一緒に現地調査を行いました。

ただ今、説明がありましたように、場所につきましては、JR山陰線、10ページの位置図で見られましたら、下の方の濃い線が山陰線でございます。そして左側に長門三隅駅、今は無人駅でございます。これから右側の方に現地があるわけですが、線路と豊原という大きな集落の中に挟まった地域でございます。

隣接の田んぼの方の承諾も頂いております。

現地は、それほど高くかさ上げをすることもないので、土砂の流出もないという先程の説明でございます。

この土地については、作業委託をしても受ける人がいないという場所でございますので、荒廃を防ぐ意味からみてもこの転用申請は妥当であると思います。

各委員さんの慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続きまして、3番、お願いします。

事務局長 番号3。
補佐 土地の所在、大字東深川字道場原、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況

ともに畑、台帳面積 544 m²。権利の種類は所有権の移転。

譲受人は、東深川▲▲▲番地▲、●●●株式会社。

譲渡人は、東深川▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

転用の目的は資材置場。理由としまして、譲受人は現在、資材置場を所有しておらず、今後事業を拡大展開して行くうえで、資材置場の確保がぜひとも必要であり、譲渡人から売買により当該申請地を取得して、資材置場として有効に利用したい。譲渡人は、高齢のため、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人の事情を聞き、売り渡すこととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページを御覧ください。J R 仙崎線仙崎駅から南南東に約 240m に位置する農地です。

また、16 ページ、17 ページには公図、18 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、申請地は、おおむね 300m 以内に鉄道の駅が存しているため農地法施行規則第 43 条第 2 号が適用されます。

また、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する第一種住宅地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、隣接する畑との境界付近に U 字溝を設置し、道路側溝に放流し、污水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長	引き続いて、当地区の担当の 15 番、山近委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いいたします。
15 番	15 番、山近です。 去る 5 月 8 日、脇坂会長さん、深水推進委員さん、事務局、私の 5 名で現地調査をしました。 場所は、●●高校の裏門を通っている道路を仙崎駅の方に向かって●●●●●●がありますが、その隣接地でございます。 一帯周辺は住宅地になっておりますが、申請のあった土地は、畑と住宅が混在している場所でございます。 そこの所有権を移転して、資材置場として土木工事に必要な採石や砂を置きたいという希望でございます。 被害防除につきましても、なんら問題のない案件かと思えます。 以上です。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、御意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。 引き続いて、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	3 ページを御覧ください。 議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。 令和 2 年 5 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。 6 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係

る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、2件6筆の7,440 m²。日置地区が、2件5筆の6,033 m²。計が、4件11筆の13,473 m²。

使用貸借が、油谷地区が、1件1筆の6,861 m²のみ。

合計しますと、長門地区が、2件6筆の7,440 m²。日置地区が、2件5筆の6,033 m²。油谷地区が、1件1筆の6,861 m²。

全体で、5件12筆の20,334 m²となります。詳細につきましては、3ページから4ページを御覧ください。

次に、5ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1件3筆の3,878 m²。長門地区でございますが、4件と記載がありますが、5件14筆の25,852 m²。日置地区が、7件21筆の38,185 m²。計が、12件と記載がありますが、13件38筆の67,915 m²。

使用貸借が、三隅地区が、1件1筆の978 m²。長門地区が、1件2筆の1,816 m²。計が、2件3筆の2,794 m²。

合計しますと、三隅地区が、2件4筆の4,856 m²。長門地区は、5件と記載がありますが、6件16筆の27,668 m²。日置地区が、7件21筆の38,185 m²。

全体で、14件と記載がありますが、15件41筆の70,709 m²の設定面積となります。詳細につきましては、5ページから8ページを御覧ください。

基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林水産課農業振興班、栗畑主査からお願いいたします。

農林水産課
農業振興班
主査

農業振興班の栗畑です。

補足説明についてですが、6ページから7ページの中間管理機構の契約について御覧いただけたらと思います。

契約番号、8番から13番の耕作者、株式会社●●についてですが、これは日置地区の●●●●さんが、令和2年3月5日に設立した会社であります。

農地経営機械等については、●●さん从这个株式会社●●に移動するということとなっております。

今後については、農地を増やしながら、水稻、酒米、そば等を経営しながら、加工にも力を入れたいということでもあります。

すみません、ここでまた訂正ですが、8 ページのところの、今の株式会社 ●●のところを御覧いただければと思いますが、今現在、自作地 0、小作地 0、計 0 ということになっておりますが、今回、中間管理の方で契約いたしましたので、自作地が 0、小作地が 30,866 m²、計が 30,866 m²というふうに訂正を、よろしくお願いいたします。

その他については、補足説明はありません。

御承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。

土地現況証明報告はないようでございますので、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約について、説明をお願いします。

事務局長
補佐

続きまして、報告事項ですが、先程、会長が申されたように、表紙の招集通知に記載しております、報告事項、土地現況証明報告、非農地証明は今回ございませんので削除の方をお願いいたします。

では、9 ページを御覧ください。

報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。

番号 1。

令和 2 年 2 月 28 日に合意解約をしております。

ほか 6 件の合意解約です。

	報告事項 1 は、以上です。
議 長	報告事項、よろしいですか。
	(質問、意見なし)
議 長	続きまして、その他、連絡事項などがありましたらお願いします。
事務局長 補佐	事務連絡です。 6 月の定例総会ですが、6 月 15 日、月曜日、午前 9 時 30 分より、本庁 5 階にあります第 3 委員会室で開催致します。 通常と開催場所が変更となっておりますので、お間違えのないようお願いいたします。 現地調査につきましては 6 月 9 日、火曜日を予定しております。該当する委員さんにつきましては、後日、事務局から集合時間等、御案内いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、農委法の改正により、6 月 30 日までに公表しなければならないと規定されております。こちらについては只今作成中でございますので、近いうちにお示しできると思います。 事務局からは、以上です。
議 長	以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。 ここで委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、私から委員の皆様にご協議いただきたいことが御座います。 御承知のように、農地利用最適化推進委員は農業委員と同じく、今年の 7 月 19 日で任期満了となります。 農地利用最適化推進委員は、農業委員会会長が任命いたしますが、申し出のあった推進委員候補者は、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規定の定めるところにより、選考委員会で選考し、その結果を農業委員に報告することになっております。 この規定第 3 条で審査する者は、会長、会長職務代理者、事務局、農業委員 4 名以内で組織する委員会で審査することになっておりますので、今後の日程から考えまして、選考委員会を 6 月の総会の終了後の予定とし、

農業委員会への報告は7月20日に予定されている臨時総会で報告、承認を受ける予定となっております。

従って本日、農業委員4名の選考委員の選出をお願いするところですが、なお、4名につきましては、各地区から1名の選出をしたらと考えていますが、委員皆様からこのことについて御意見などがありましたら御発言をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 特に御意見も無いようでございますので、人選は、会長、会長職務代理者、事務局で協議し、通知をすることによろしいでしょうか。

(挙手多数)

議長 それでは、そのようにさせていただきます。

委員になられた方については、案内通知を次回の農業委員会の招集通知と一緒に送付いたしますので、御協力をお願いいたします。

それで、申し上げましたように、結果については、次のメンバーになります臨時総会の時に報告、承認を受けるようになりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上で、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様でございました。

終了時間 午前10時16分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年5月14日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

藤 田 保 明



議事録署名委員

松 田 昭 洋

